

会告 学会誌『数学教育学研究』の著作権委譲について

平成24年1月21日

全国数学教育学会会長 岩崎 秀樹

全国数学教育学会は、刊行誌として全国数学教育学会会誌『数学教育学研究』を発行しております。

そもそも全国数学教育学会は前身として「中国四国数学教育学会」をもち、1972年に記念すべき「数学教育学研究紀要」の第1号を刊行しております。その後学会名も「中国四国数学教育学会」から「西日本数学教育学会」へと改称し、1994年に第20号まで刊行しております。そして、1995年に本学会は「全国数学教育学会」へと改称し、機関誌も「紀要」から「数学教育学研究」となりました。現在は、会誌の装いも新たに2009年からはそれまで年1回発行だったものを年2回の発行に増やし、第17巻第2号まで出版しております。

この学会誌に掲載されている著作物の著作権については、本学会の会則、会誌の執筆要項を見てもわかるように、現在のところ明確な規定がありませんでした。そしてこれまでは慣行として掲載させていただいた著作については、著者から複製権を委譲していただいたものとして取り扱い、著作権者から著作権（の一部）を委譲していただく手続きを行ってきませんでした。

しかし、本学会は平成22年3月25日付で日本学術会議協力学術研究団体の指定を受けることができ、それに伴い現在、学会誌の電子化、電子ジャーナル化を計画しており、その過程においてその著作物が著者から複製権、公衆送信権の委譲を受けていることを明確に示す必要性が出てきました。

故に、学会誌に掲載されている著作物について、著作権者より著作権（複製権、公衆送信権）を本学会に委譲していただきたく、お願い申し上げます。具体的には次の著作権に関する3項目についてご了承を得たいと考えております。

1. 全国数学教育学会は、学術目的のため、該当する記事の全部または一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. 全国数学教育学会は、学術目的のため、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有する。
3. 上記1、2の行為により収入がある場合は、この収入を本学会の運営費用に充てる。

以上のことに関して、2012年1月に行われた全国数学教育学会総会によって可決されましたように、1995年以降に発刊された学会誌「数学教育学研究」の著作物についての著作権委譲依頼を本会告のホームページへの掲載をもって代えさせていただきたく考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

上記3項目をご了承いただけない場合、もしくはご不審な点がある場合は、2012年（平成24年）6月30日（「全国数学教育学会誌 数学教育学研究」の刊行及び執筆要項についての5. 著作権の帰属および全国数学教育学会著作権規定の施行日）までに本学会事務局に、郵送（〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1番1号広島大学大学院教育学研究科 数学教育学講座内）か、電子メール（学会事務局長 松浦武人：tmatsuura@hiroshima-u.ac.jp）にてお申し出ください。申し出に対する最善の努力をさせていただきます。また、本学会は今回の会告がすべての該当する方々の目に触れることを願っておりますが、何らかの事情により本会告を知る機会がなかったという理由をもって期限後に当該者より申し出があった場合、あらためて個別に詳しくご説明、ご相談をさせていただく所存です。

なお、甚だ勝手ではありますが、お申し出のない場合、ご了承していただけたものとして電子化、電子ジャーナル化したものを公開する時期が来た段階で著作物を暫定的に掲載させていただきたく、重ねてお願い申し上げます。

記

1995年以降に発行された学会誌「数学教育学研究」

第1巻（1995年）、第2巻（1996年）、第3巻（1997年）、第4巻（1998年）、
第5巻（1999年）、第6巻（2000年）、第7巻（2001年）、第8巻（2002年）、
第9巻（2003年）、第10巻（2004年）、第11巻（2005年）、第12巻（2006年）、
第13巻（2007年）、第14巻（2008年）、
第15巻 第1号、第2号（2009年）、第16巻 第1号、第2号（2010年）、
第17巻 第1号、第2号（2011年）

以上